

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷五十五第

月一十年七十和昭

論叢

最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて……………經濟學博士 松岡孝兒

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界……………經濟學博士 小島昌太郎

商品群に對する需要……………經濟學士 青山秀夫

強制カルテル再論……………經濟學士 田均

時論

新豫算と増稅問題……………經濟學博士 汐見三郎

研究

有島武の經濟策論……………經濟學士 堀江保藏

說苑

分化と進歩……………經濟學士 出口勇藏

附錄

棄報

研究

有島武の經濟策論

堀江保藏

一序 言

頃日汐見教授より「有島武手記集を借覽するの機を得た。本書は、門司税關長杉基一氏が、有島生馬氏より送られた稿本を通讀して、それが明治初年の我國の重要財政經濟問題殊に關稅問題に關して極めて貴重なる文獻なることを感じ、生馬氏の諒解を得て門司税關調査として梓に上されたものである。四六倍判和装、本文五十八頁の小冊であるが、それは杉氏が感ぜらるゝが如き貴重な文獻であり、同時に廣く頒布せられない性質のものであるので、こゝにその紹介を兼ねて有島武の經濟策論の一端を見ることゝしよう。

右に述ぶるところによつて有島武の何人なるやは略々窺はれると思ふが、行論の必要上「新撰大人名辭典」によつてその略歴を一言する。有島武は初め官吏、後に實業家として明治時代に活躍した人である。天保十一年鹿兒島藩士有島宇兵衛の長男に生れ、萬延元年二十一歳にして長崎に出で更に江戸に赴いて砲術・練兵並に英語を修め、維新後暫く藩務にたづさはつたが、明治五年正月租稅寮出仕を拜命、爾後二十年餘官吏として國務の遂行に任じた。即ちこの間先づ關稅行政の事を執掌し、十一年には之れに關して歐洲に差遣せられ、歸朝後大藏省少書記官に任じ、十五年橫濱稅關長に進み、其後關稅局長・國債局長に歴任し、以て二十六年の退官に及んだ。退官後十五銀行に入りて取締役に任じ、日本鐵道會社專務取締役、日本郵便會社監査役を兼ねて實業界に活躍した。大

正三年十二月二日歿、享年七十五¹⁾。從三位勳一等に敘せらる。故武郎氏・生馬氏等五男二女がある。

二 商業會議所の創設

我國の商業會議所は明治十一年三月に設立せられた東京商業會議所——初め商法會議所といふ——を以て嚆矢とするが、その創設に多大の貢獻ありしは、澁澤榮一・益田孝・五代友厚など當時の財界の先覺者達であつた。是より先東京には江戸町會所の後身である東京會議所があり、市政の一部を擔當すると共に、府知事の諮問に應じて商工業の狀況等に關し意見を開陳してゐたが、それが十年に解散するや、從來その會頭の職にあつた澁澤は、かゝる諮問機關の存在の必要を痛感し、時の工部卿伊藤博文、大藏卿大隈重信に謀り、兩卿の誘導の下に商業會議所設立の運びとなつたのである。²⁾

かやうに商業會議所は東京會議所の後を受け、經濟上の必要に基いて設立されたものであるが、その設立の動機が對外經濟關係にあつたことも忘れてはならないところである。この點を卒直に述べたものは「明治商工史」に見ゆる澁澤翁執筆の記事であつて、即ち左の如くである。

「吾邦に商業會議所の設立せられしは明治十一年三月に在り、其の創立の動機は商人等各自其の必要を認めて之れを組織したるに非ず、寧ろ政府より勸誘せられ其の依頼によりて之れを組織するに至りしものにして、明治十年の交、伊藤工部卿、大隈大藏卿は親しく其誘導の勞を執られき、蓋し當時條約改正の議起り、我國より外國に對し屢々之れを交渉し談判する所ありたるも、外國にては之れを以て單に政府の役人の説と爲し、關稅の高低は日本商業家の輿論と見做すべき根據なきを辯じ、役人の想像説と商業家の實際意見と相合するや否や殆ど之れを知るに苦むとなして、其の交渉に應ぜざる事情ありき。爲めに當局者は商業會議所なるものゝ設立を感知したる所以なり。」

1) 生歿年に關し「手記集」には天保十三年生、大正四年薨とある。
2) 「青淵先生回顧錄」上卷、416頁以下
3) 「明治商工史」109頁。尙ほ白石喜太郎「澁澤榮一翁」294頁參照

この引用文に見えるところには信すべき節が多分にある。而してそれを裏書きするものがこの「手記集」である。

本書によれば、租税寮出仕を命ぜられた有島武の任務は、御備米人ウキリヤムに就いて税務を研究するにあつた。ウキリヤムの意圖は租税収入の増加を主として關稅に求めんとするにあつたやうであるが、我が關稅權が條約によつて束縛せられてゐる事實を知るに及び、内國稅中の酒造稅・煙草稅・茶稅・印紙稅等によつて收入を増加すべき案を樹てた。この間に於て關稅及び關稅權の重要事項なることを知つた有島は、爾後常にこの問題を念頭に置き、『關稅を條約より引放して行政規則にせん』と欲し、志を同じくせる大書記官吉原重俊を通じて、意の存するところを大隈大藏卿に陳述した。この事は大隈卿の宿志でもあつたところから、十年一月有島は關稅局勤務・租稅局兼務を命ぜられ、尋で關稅諸規則稅目調査の委員を擔當し、その調査整頓したる草案を大藏卿に提出した。而してこの草案を外務省を経てわが駐英公使に送つたところ、間もなく同案に對してマンチエスター商業會議所に異議ある由の情報に接し、こゝに我國にも同様の機關を設ける必要が痛感せられたのである。その後の商業會議所創設に至る経緯を「手記集」より引用するに左の如くである。

『時の大隈大藏卿條約改正に付或日の話頭に、當省意見の稅目案は英國マンチエスター商業會議所異議あるの情報ありと外務省より聞けりと。武其の如何なる點なるやは知るに由なし。然しながら別に貿易上障碍と成る案にあらざる筈なり。善し兎に角我れにも商業諮問所を創設し諮詢機關とせん事如何あるべきやと促し申す。卿曰く、如何せんとするや。武答ふ、諮詢案を下だし其答申を彙收あらば大に稅目立案の助けとなるべしと。卿即ち果斷し東京にて澁澤・益田を大阪より五代を招き協る所あるべしと。後久しからずして會議所成立し、武の舊知梅澤精一幸に之れが書記たり。武時々出省退出に立寄り親しく其意見を交換し、大に便宜を得たり。現在の商業會議所の濫觴是なり。』

4) この事は關稅收入を以て主要租稅收入とせる米國人として當然であつた。尙ほウキリヤムは Samuel Williams か。

要するに商業會議所創設の動機が一つには國內事情にあつたことは間違ひないとしても、より重要な動機が對外經濟關係、殊に關稅改正問題にあつたことは、以上によつて明かであらう。従つてその創設に當り主導的役割を演じたものが寧ろ政府（具體的には大隈大藏卿）であつたことを知ると同時に、その創設の産婆役を勤めた有島武の存在を改めて認識する次第である。

三 製鐵所創設意見

有島が國債局長に轉じた明治二十四年は、その頃製鐵事業が軍事上・經濟上忽せにすべからざることが識者の間に盛んに唱へられた年であり、海軍省所管の製鋼所設立案が議會に提出せられた年である。かねて稅關長或は關稅局長として、當時鐵鋼の輸入多大にして、正貨ために流出するもの巨額に上るの状態を知悉してゐた有馬も「軍器は素より工業萬般の事業鐵に因らざるはなし、鐵は實に富國強兵の母なり」との意見を主張し、二十五年に「製鐵所創設意見書」を時の總理大臣松方伯に提出した。この意見書は「手記集」の外に既に大藏省刊行の「鐵考」（二十五年四月刊）の巻頭に「製鐵の必要」と題して收められ、近くは伊藤博文編「秘書實業・工業資料」（昭和十年刊）にも收録せられて居り、更にその要點は市川弘勝氏の論文にも載せられてゐるから、こゝに贅するの必要はないが、全體の構想上、極く簡單にその要領を掲げよう。

「方今宇内の形勢を見るに、強大外邦の東洋に對する政略各己れに權利・利益を收攬せんとするに外ならず」と冒頭して西力東漸の脅威を述べ、「一小僻邑孤村は門戶牆壁を設けずして憂ひなきも、漸く人家稠密他郷人類混同競争生存の都を成すに至れば門戶牆壁を設けざる可からざると一般、國にして外交の繁ならざる時は兎に角も、

5) 尤も三者に於て多少字句を異にせる箇所がある。例へば次に掲ぐる冒頭の句は「手記集」のみに存する。

6) 「本邦初期に於ける製鐵勸奨策」(二)〔鐵鋼統制〕第2卷3號)

今日の時勢に當り國家百年の計を畫し國防を爲さざる時は、我國は門戶牆壁を廢して權利・利益の寶物を擧て盜兒に一任するに異ならざるの感なき能はざるなり』と警告せる有島は、進んで我國が未だ眞の獨立國と稱すべからざる所以を左の如く論じてゐる。

『我國維新以來文に武に長足の進歩をなしたるも、多くは其本を養ふ事に薄うして其枝葉を給養するに厚きの傾なしとせず。其強兵の基礎たる海防の最大器具なる軍艦砲銃の如きは恒に之を外國に仰ぎ、以て外人の左右するに一任す。是豈獨立國と曰ふを得んや。平時は以て彼れの頤を窺はざるを得ざるの情に陥り、戰時に當りては如何に艱を呈し彼の敵を得んとするも一兵器をも購ふを得ず、空しく手を拱して敵の爲す所に任せざるを得ざるの勢を呈すべきは火を見るより明かなり。思ふて茲に至れば豈に慚愧に堪ゆ可けんや。』

かくて先づ何よりも製鐵・製鋼事業を振起するの必要を説くに及び、『凡そ千百の業農に工に鋼鐵に由らざるものなし。使用亦之より廣大なるものなく、之を海外富強國進歩の例に照せば、歐洲蒸氣發見以來船舶鐵道諸般の製造器械皆益盛大を極め、彌々進で鋼鐵の用を擴む。手工の業は蒸氣大機關に替へ、勞力を減じて物價を低らし、之を以て手工國に輸贏を争ひ、遂に手工國を貧弱に陥らしめて己の國を富ませしものは、全く鋼鐵業の與りて力ある所以なり』と論じて、該事業が兵器の母即ち強國の本たるは勿論、百業の母即ち富國の本であることを強調する。

當時製鋼所設立のために國費の嵩むを不可とする意見あり、また軍艦建造費はその購入費に比して遙かに高價なるが故に、寧ろ購入するに如かずとの意見あり、此等は先の製鋼所設立案に對する反對論の有力なる論據であつた。此等の點に關し有島は、富國強兵の基を築くためには決して國費を吝むべからずとし、また高價なるも敢て妨げず、蓋し外國より購入するときはそれだけ資本の流出となるに對し、『我國に於て費す所の原資工費は我

國民の手に落ち流動資本となり、常に我國中に存し轉々運動する』が故であると、正々の論を掲げてゐる。次で今日『外國貿易上貨物の輸出入に於て常に平均せず、爲めに正貨を以て我より彼に償はざるを得ざるの時に際す。故に今にして製鐵業を興すは貿易を平準ならしむる上に於ても亦緊急の事件なり』と述べて、當時の鐵材・鐵製機械器具等の輸入價額を掲げてゐるが、實に當時は輸入貿易に於て其等貨物の價額が目立つて増加し始めた時期であつた。

而して彼は一大製鐵場を設置することの直接の利益として、一、上述の如き鋼鐵製器の輸入、金銀貨の濫出を防ぎ得ること、二、軍艦・銃砲・鐵道其他諸般の工場の需要を充たし工業を振起し得ること、の二項を擧げ、間接的利益として、一、國民が製鐵業に經驗熟達すること、二、製鐵業及び諸機械に關し發明者を生ずること、三、勞力業を増すこと、四、國內諸方に鐵鑛業が起ること、五、廢鐵・故鐵を利用すること、六、鐵器・鐵具の工業者を増すこと、七、鐵器・鐵具の供給増すに従ひ殖産興業大いに振起すべきこと、八、右の振起に伴ひ細民授産の道立ち、その生計の度を高むること、九、製鐵事業に隨伴して採炭業が發達すること、の九項目を掲げ、『前陳の如く、國家經濟上より論ずるも大なる好果を得べきものなれば、國家經綸の最も先にすべきものにして、目下之を置きて他に富強の策なかるべし。故に製鐵事業は且しく國家事業として之に着手すべし』と論じてゐる。

要するに製鐵事業は生産財の生産部門に屬して而もその中樞的地位を占むるものなることを認識し、その振興にこそ富國強兵を依頼し得べきことを論じてゐるのであつて、『如此國家の基本たる事業に注目せずして管に枝葉的の事業を以て國家の富強を計らんとするは、恰も稼穡を力めずして穀物を望み、尺寸の土地を有せずして稼穡を爲さんと企るが如く、得んことを欲するも決して得べからず』と述べてゐる。而して國家事業として之に着手

すべしと主張する論據として「製鐵事業は個人的の營業としては或は收支相償はざることの眞あれば、到底民業として興るの時期して待つべからず、然りと雖國家的事業としては前述の如く間接の公利・公益數項ある故に、國家の富を増進する上に於て利益莫大なり、是個人的利益と國家的利益の別自ら分るゝ所以なり」と説いて居り誠に傾聽すべきものがある。

明治二十五年六月、農商務大臣主管の下に製鐵事業調査會が設けらるゝや、彼は、工學博士長谷川芳之助、海軍大技士内藤政共、工科大学教授野呂景義、海軍少技監宮原二郎、鑛山局長和田維四郎、海軍大技監原田宗助、陸軍少將牧野毅と共に調査委員に列した。その七月、製鐵原料の調査・其試験並に製鐵所組織に關する調査委員の議決書が農商務大臣河野敏鎌に宛てゝ提出せられてゐるが、製鐵所はその目的に於て單に軍用のみならず汎く國家の需要に應ずるものたるべきこと、官設として農商務省の管理に附すべきこととせられて居り、その理由として掲げられてゐるところは、上述の有島武の製鐵事業論と恰も符節を合するものがある。後年八幡製鐵所の設立が全くこの調査委員の復申に據つたことを思ふとき、少くともこの事業の經濟的部面に對する彼の役割の重要性を見逃すわけには行かないであらう。

四 鐵道國有論

明治二十五年、有島武は私設幹線鐵道を買收して國有となすべしとの意見を時の大臣（内務大臣品川彌二郎）に開陳した。それは九州・山陽の如き私設幹線鐵道の建設遅々として進捗せず、一日も速く全通を見ざれば、軍事上・經濟上多大の支障あるべきを憂へてであつた。尤もかゝる見解は既に時の鐵道廳長官井上勝によつて披瀝せ

られ、その建議書「鐵道政略に關する議」(二十四年)は内務大臣の採擇するところとなり、これに基いて立案せられた新鐵道公債法案・私設鐵道買収法案は同年十二月、第二帝國議會に提出せられた。併し兩法案とも否決の運命に陥つた。特に私設鐵道買収法案に對する特別委員會の否決意見の論據は概要左の如くである。¹⁰⁾

『政府は屢々國有民有の方針を變ずるを以て本案亦確定不動の方針なりと信ぜず、其必ず再び民有に轉ずるのときあるべきを信ず。抑々原案の理由に依れば私設鐵道は軍用に不便なりと謂ふも、有事の際に處せんには徵發令の規定あり、平時に在りても亦特別の法令あるを以て不便と謂ふを得ず、且つ私設鐵道は收益寡く維持困難なりと謂ふも、斯る理由にて買収するは私設會社を偏愛して一般國民の負擔を重くするものなり、尙ほ國有民有相交錯するは不便なりと謂ふも、私設會社にして買収を甘受せざる場合に於て之を強制すること能はずとせば、此不便は依然として除かれず』云々。

當時議會に於てのみならず、鐵道國有の可否に關する論争が活潑に行はれたものであつて、有島の意見書は實に「鐵道を國有とするの意見是非問答」なる形で開陳せられてゐるのである。¹¹⁾その主なる點を掲げんに、先づ數年來私設鐵道を育成し來つた政府が今その主義を一變するは同意し得ずとの反對論に對し、『是れ政府の鐵道政略を思ひ誤るもの、如し。蓋し政府は最初より國防上・國家經濟上國力の度に應じ漸次全國を開通して國家此慶に依らしむる一定の方針に於ては、既往將來とも毫も變更するの跡を見ざるなり。其當初官設私設相待て漸次其目的を達せんことを計畫したる働を聊か改めんと欲するに過ぎざるべし』云々と、鐵道政略の根本方針を明示して之を駁し、第二に官設鐵道を寧ろ賣却してその代金を以て他に鐵道を官設し若くは線路を延長すべしとの意見に對しては、私設既成鐵道の維持にすら苦しみつゝある財界の現況に於ては、かゝる意見は云ふべくして行ふべからざる理想論に外ならずとする。

第三に、私設鐵道を其儘に置き、官の欲するまに／＼官の管轄を適宜各所に置かば、買収を爲さざるもその目

9) 「日本鐵道史」上篇、915頁以下

10) 同上、951—952頁

11) この意見書は、彼が鐵道會議議員に列せらるゝ以前に提出されたものと信ずる。

的を達すべしとの見解に對して、『是れ一理あるが如しと雖、會社各箇獨立すれば隨つて經濟を異にするを以て、其實假令己の手足を己の意思の如く使用する能はざると均しく、鐵道の利用を完全ならしむるは到底國有の一途と爲すに優るに如かざるなり』云々と論じ、第四に、政府は私設鐵道會社の株券に對し年五厘の利益配當を保證せば別に買上を要せずとの意見に對し、株主を保護するには足るべきも鐵道眞面目の目的を達するには、も效あるを見ずとし、第五に、私設鐵道を買上げんとすれば投機者流その間に乘じて買收價格を不當に高價ならしむべしとの議論に對しては、買上方法の如何によりかゝる弊害を豫防し得ると答へてゐる。

この意見書を通じて窺はるゝ彼の鐵道論は、要するに製鐵事業論に於けると同様、鐵道は企業利潤を第二義とし、第一義的に富國強兵を目的として建設・經營すべしといふにあり、而して主要幹線の大部分をも私設會社に委ね、而もその建設運々として進まざる現狀に於ては、この目的を達成するの方途は私設鐵道を買收して國有とするの一途あるのみと論ずるのである。同年六月第三議會を通過せる鐵道敷設法が公布せられ、本法に基いて鐵道會議⁽¹²⁾が設置せらるゝや、彼は選ばれて二十名の議員の一員に列した。それは恐らく國債局長の地位の然らしめたところであるが、その鐵道に關する識見によるところでもあらう。

五 餘 言

以上の外、本「手記集」には「條約改正問題に付き私考意見」(明治二十二年)が收められてゐる。これは前述の如く關稅の事務を執掌して以來、條約問題につき絶えず研鑽せる結果成れるものであつて、弘くこれを流布せば外交の祕密に觸れんことを憚り、「條約問題獨言」と題して少數の厚信の人々に頒布し、その當否を問うたものであ

12) 鐵道會議は政府の諮詢に應じ鐵道工事着手の順序及び鐵道公債の金額を議定するものである。

る。専門外の筆者にはその紹介の能力なく、且つ本稿起草の目的の範圍を超ゆるを以て、その内容に觸れることを省略するが、その堂々の論には誠に傾聴すべきものがあり、そこにほとばしる愛國の至情には胸を打たるゝものがある。

また租稅寮出仕當時、米人ウキリヤムに就いて稅務を研究したことは前に述べたが、その際彼が主として研究したのは印紙稅であつて、その立案は政府の採擇するところとなり、單に證券に限らず煙草・賣藥・反物等種々の賣品に適用せられ、印紙稅收入は當時の租稅收入中に重きをなした。また横濱稅關長在任時代、適々十六年に米國議會が下關償金を日本に返還せんことを議決したとの報に接した有島は、この金を以て横濱港を改良し、防波堤・棧橋・碇船場等の施工に充つるを適當なりと考へ、神奈川縣知事沖守固の贊成を得て内閣諸公にこれを開陳した。この意見も採擇せられ、やがて港灣改良工事の施行を見たといふ。

以上を通覽するに、その前半世を大藏省に捧げた有島武の富國強兵を根本理念とする諸々の經濟策論は、當該事項に關する施政の方針を樹立し若くはこれを補強する上に與つて力があつたやうに考へられる。從來斷片的にしか知られなかつた彼の事績の全貌がこの「手記集」によつて略々明かにせられたことは、大いなる喜びとしなければならぬ。それにしても製鐵所創設意見に現はれたるが如き堂々の經濟論——それは一部人士の間に根強く存した英國流の交換價值の理論に對抗して、恰も生産力理論として掲げられたもの——が如何にして形造られたか、この點を更に檢討する必要がある。

附記—本稿は「明治維新後に於ける經濟政策の研究」の題下に日本學術振興會より援助を受けてなしたものである。